

令和5年11月15日 三重県立四日市農芸高等学校 にて労働法の出前授業を開催しました

三重労働局四日市労働基準監督署（宮田仁署長）は、令和5年11月15日、高校生に対する労働法の出前授業を三重県立四日市農芸高等学校で開催しました。なお、同校に対する出前授業は、今回が初めての取り組みとなります。



四日市労働基準監督署では、昨今の情勢や相談窓口寄せられる相談内容を踏まえて若者に労働法の周知啓発を行っており、同校の協力により、就職や進学を控えた同校3年生全5クラスに対して出前授業を実施しました。

出前授業の内容は、①労働基準監督署の概要、②働く人のための相談窓口の紹介、③労働法（労働基準法、労災保険法など）、④最低賃金などで、高校生は4つの教室に分かれ、教室ごとに同署の労働基準監督官1名が講師を務め、50分間の授業を行いました。

授業では、厚生労働省作成の「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A」、
「確認しよう、最低賃金！」などのテキストを使用して、「労働時間は法律で定められており、会社は法定労働時間を超えた労働には割増賃金を支払う義務があること」、「有給休暇は利用目的を問われることなく取得できること」、「都道府県ごとに最低賃金が定められており、それより低い額は認められないこと」など働く上でのルールについて、わかりやすく説明しました。

授業を受けた生徒の8割を超える方々から、「今後のためになる知識をたくさん得られた」とアンケート回答が寄せられ、「来年の春から働き始めるので働くことについて知ることができてよかった」、「最低賃金が地域によって大きく違うことに驚いた」、「働くうえでのルールを知らないと規則に反していても私達が働かされていることに気づかないことがあると思った。ルールを知っていると知らないとの差は大きいと思った」、「労働

基準監督署は三重県に6箇所もあり、働く上で困ったことがあったら相談してもいいという事がわかった」、「割増賃金のルールというものを初めて聞いた。今回の授業で何パーセント割増されるか学ぶことが出来た」といった感想が寄せられました。

四日市労働基準監督署では、今年度、今回を含め3つの高等学校で出前授業を行います。県内の高校生に少しでも多く労働法に触れてもらうことで、職場における不要なトラブルに巻き込まれないようにしてほしいと願っています。

